

犬山城下町

まちなみ便り

R4. 10号

発行:犬山市

今年は皆さんの思いを伝えてください！

景観計画は新たなステージに進みます。

景観計画を見直します

犬山市では平成20年に犬山市景観計画を策定し、良好な景観形成に努めてきました。策定から10年以上が経過し、時代の変化に対応しつつ、良好な景観の形成・維持保全を継続的に行っていくために、景観計画の見直しを行います。

城下町における景観計画の概要

景観計画では市内全域を景観計画区域に定めており、犬山城周辺地域は城下町ゾーン、駅西・商業ゾーン、木曾川河畔ゾーンの3つのゾーンに分かれています。中でも、城下町ゾーンは歴史的なまちなみを保全するため「高さ、壁面位置、屋根、外壁、建具、門・塀、設備機器、駐車場」について景観づくりのルールが定められています。

城下町における景観計画の現況

1 景観計画の届出制度から見る現況

城下町ゾーン内で建築物を建築する際には景観計画に基づく届出が必要です。過去の届出から、景観ルールの順守状況について分析しました。

分析結果

◇城下町ゾーン内での行為の届出の種類は、建築物の新築がほとんどを占めている。

◇建築物(新築)の届出について景観づくりのルールの順守状況を見ると、「高さ」「外壁色彩」「建具素材色」「設備機器室外機」「設備機器ダクト」は順守されているが、「壁面位置」「屋根」「外壁仕上」「門・塀」「駐車場」については順守されていないものが多い。

2

市民アンケート調査(城下町)から見る現況

景観計画の改訂にあたり、令和3年度に城下町の方々に「犬山城下町における景観の取組に関するアンケート」を実施しました。「協力ありがとうございました。」

調査結果

◇現在の城下町の景観については、「よく守られている」「ある程度守られている」の回答が合わせて80%前後を占めている。

◇景観づくりのルールについては、「高さ」「屋根」「外壁」は比較的に守られているという回答が多く、「駐車場」「門・塀」については守られていないとの回答が多い。

◇重要なルールとして、多くの町内会が「高さ」を一番に選ぶなか、本町通り沿いの町内会では「外壁」を選び割合が若干高い。

3

関係者へのヒアリング

景観づくりに対する課題を整理するため、市役所関係課や景観アドバイザー等へのヒアリングを実施しました。

ヒアリング結果

◇犬山祭りの範囲や稲置街道などの歴史的な位置づけを有する地域や観光戦略上の回遊ルート沿いの地域は景観上重要である。

城下町における景観計画の課題

◇景観づくりのルールの順守状況
◇地域ごとの実情
◇歴史的及び観光戦略上の位置付け
これらにより必要な基準は異なり、各々の地域でルールの特性をつけることが必要であると考えられます。

城下町における景観計画改訂の方向性

現況と課題を踏まえて景観づくりのルールを見直します。
◇歴史的建築物の様式を活かしながら、時代に即した、守るべきルールと目標とするべきルールを明確にします。
◇地域ごとの景観資源の実情などに応じたルールとします。
今後は皆様のご意見をいただきたく機会を作っていく予定です。

**城下町景観を保全するために「犬山城下町
屋外広告物ガイドライン」を守りましょう!**

1. 看板類を道路上に設置したり、道路に突出させたりすることはできません。
2. 屋上や屋根の上、高い位置に広告物は設置しない。
3. 1階前面のひさしの上には、屋号の看板以外は設置しない。
4. 簡易広告物、什器は出しっぱなしにしない。
5. 電光看板、回転灯は設置しない。
6. ポスター類ははらない。
7. テント広告物は設置しない。
8. 窓面をふさぐような広告物ははらない。

その他にも配慮すべき事項などがありますので屋外広告物の設置の時には、市までご相談いただければ、屋外広告物アドバイザーからの提案をいただくこともできます。



**屋外広告物アドバイザーによるパトロール
【令和4年第2回】**

日時：10月29日（土）

対象地区：本町通り及びその周辺

アドバイザーと市職員が各店舗の広告物について、ガイドラインが守られているかの確認をさせていただきます

■ 発行 令和4年10月

■ お問合せ

景観計画・屋外広告物・歴史的建築物に関する
こと

犬山市 都市計画課（市役所2階）

TEL：0568-44-0331

観光戦略に関すること

犬山市 観光課（市役所3階）

TEL：0568-44-0342

屋外広告物パトロールを実施!

城下町に相応しい屋外広告物のルールをまとめた「犬山城下町屋外広告物ガイドライン」作成から3年が経過しました。

令和4年5月21日に犬山城下町の屋外広告物景観の保全のため、広告物アドバイザー石井氏、夏目氏の協力を得て、城下町の現地確認を実施しました。

景観に配慮した屋外広告物が増えてきていますが、まだまだ、改善の余地の大きな広告物も散見されます。

歴史的建築物の保存については早めに相談を!



昨年度、歴史的建築物を指定して補助金や支援制度の対象とし、保全に取り組んでいます。今年度の意向調査は10月に行う予定です。

所有者の方々も今後どうしていくか不安なことも多いと思います。

そんな時はぜひ早めに市までご相談ください。

城下町では、歴史的な町家の活用ニーズも高まっていて、これまでも犬山まちづくり(株)が建築物を改修して貸店舗として活用されている事例もあります。

一度壊してしまうと二度と復原できない歴史的建築物なので、管理にお困りの方はぜひ活用に向けた相談を早めをお願いします。

犬山城下町のこれからは皆さんと共にあります。皆さんの思いを、ぜひお寄せください。